【第３号議案】

会則の一部変更（案）

項目	（改訂前）	（改訂後）
(名称及び事務所) 第１条	この会は晴嵐学区青少年育成学区民会議と称し、事務所を晴嵐コミュニティセンター内に置く。	この会は晴嵐学区青少年育成学区民会議と称し、事務所を晴嵐市民センター内に置く。
(目的) 第2条	この会は、学区内の団体、個人間の有機的な連帯を図るとともに、健全なる青少年活動を促進し、指導者の研修、青少年の健全育成に努める。	この会は、学区内の団体、個人間の有機的な連帯を図るとともに、健全なる青少年活動を促進し、青少年の健全育成に努める。
(構成) 第4条	この会は、本会の目的、事業に賛同する次の者で構成する。 1. 評議員とは学区内の各種団体の正副会長、各校園長及びPTA正副会長。 2. 推進委員とは各町青少年委員、少年補導(委)員、子ども安全リーダー。 3. その他役員会で推薦された者。	この会は、本会の目的、事業に賛同する次の者を構成員とする。 1.理事（自治連合会長、まちづくり協議会会長、晴嵐支所長(公民館長)、各校園長及び民生児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成指導者連絡協議会（子指連）、少年補導(委)員会、子ども安全リーダー、人権生涯学習推進協議会、体育協会、防犯推進協議会、自主防災会、交通安全協会晴嵐支部、各校園PTA） 2. 推進委員（各町青少年委員、少年補導(委)員、子ども安全リーダー） 3. 各種団体から推薦された者。
(役員の任務) 第６条	役員の任務は次のとおりとする。 １．会長は本会を代表し会務を総括する。 ２．副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代行をする。 ３．事務局長は、この会の事務一切を担当する。 ４．会計は本会の会計事務一切を担当する。 ５．理事は会の重要事項を審議し、会の運営にあたる。 ６．相談役は役員会に出席し、事業運営の促進に寄与する。	役員の任務は次のとおりとする。 １．会長は本会を代表し会務を総括する。 ２．副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代行をする。 ３．事務局長は、この会の事務一切を担当する。 ４．会計は本会の会計事務一切を担当する。 ５．理事は会の重要事項を審議し、会の運営にあたる。 ６．監事は本会の業務ならびに会計を監査し、総会において報告する。 ７．相談役は役員会に出席し、事業運営の促進に寄与する。
(会議) 第８条	会議は、理事会、評議委員会、推進委員会、総会とする。 1. 全ての会議は、会長が召集する。 2. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。	会議は、理事会、推進委員会、総会とする。 1. 全ての会議は、会長が召集する。 2. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

晴嵐学区青少年育成学区民会議会則

第１章　総　　則

（名称及び事務所）

第１条　　この会は晴嵐学区青少年育成学区民会議と称し、事務所を晴嵐市民センター内に置く。

（目的）

第２条　　この会は、学区内の団体、個人間の有機的な連帯を図るとともに、健全なる青少年活動を促進し、青少年の健全育成に努める。

（事業）

第３条　　この会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

１．青少年を非行から守る環境づくりの促進。
２．明るい家庭作り、街づくりの促進。
３．団体活動育成と助成。
４．青少年活動の育成と近隣社会の連帯感の向上。
５．その他青少年育成のための啓発活動。

第２章　組　　織

（構成）

第４条　　この会は、本会の目的、事業に賛同する次の者を構成員とする。

1. 理事（自治連合会長、まちづくり協議会会長、晴嵐支所長、各校園長及び民生児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成指導者連絡協議会、少年補導(委)員会、子ども安全リーダー、人権生涯学習推進協議会、体育協会、防犯推進協議会、自主防災会、交通安全協会晴嵐支部、各校園PTAから選出された1名）

2. 推進委員（各町青少年委員、少年補導(委)員、子ども安全リーダー）
3. 各種団体から推薦された者

（役員）

第５条　　この会に、次の役員を置く。

会長１名、副会長 若干名、事務局長 １名、事務局員 若干名、会計 １名、理事若干名、
監事 ２名(１名は自治連合会より選出する）、相談役若干名

（役員の任務）

第６条　　役員の任務は次のとおりとする。

１．会長は本会を代表し会務を総括する。
２．副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代行をする。
３．事務局長は、この会の事務一切を担当する。
４．会計は本会の会計事務一切を担当する。
５．理事は会の重要事項を審議し、会の運営にあたる。
６．監事は本会の業務ならびに会計を監査し、総会において報告する。
７．相談役は役員会に出席し、事業運営の促進に寄与する。

（役員の選出及び任期）

第７条　この会の役員は次の方法により選出し、いずれも任期は１年とし、再選を妨げない。

１．会長、副会長、事務局長、会計及び監事は総会において第４条の構成員より選出する。

２．理事は、自治連合会長、まちづくり協議会会長、晴嵐支所長(公民館長)、各校園長及び民生児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成指導者連絡協議会（子指連）、少年補導(委)員会、子ども安全リーダー、人権生涯学習推進協議会、体育協会、防犯推進協議会、自主防災会、交通安全協会晴嵐支部、各校園PTAの各団体よりおのおの1名選出する。

３．相談役は会長が委嘱する

（会議）

第８条　会議は、理事会、推進委員会、総会とする。

１．全ての会議は、会長が召集する。

２．会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第３章　会　　計

（会計）

第９条　この会の経費は、団体拠出金、補助金、寄付金、その他の収入を持って賄う。

（会計年度）

第１０条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第４章　会則の改定

（会則の改定）

第１１条　この会則を改正するときは、総会の議決によらなければならない。

第５章　施行規則

（施行細則）

第１２条　この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

付則　この会則は、昭和４７年４月１日から施行する。
付則　この会則は、昭和５６年６月１０日から施行する。
付則　この会則は、昭和６２年５月１５日から施行する。
付則　この会則は、平成４年５月２２日から施行する。
付則　この会則は、平成８年５月２３日から施行する。
付則　この会則は、平成１６年５月２８日から施行する。
付則　この会則は、平成２０年５月２８日から施行する。
付則　この会則は、平成２１年５月２９日から施行する。
付則　この会則は、平成２６年５月２３日から施行する。
付則　この会則は、平成２８年５月２０日から施行する。
付則　この会則は、令和２年４月２４日から施行する。
付則　この会則は、令和５年５月２６日から施行する。
付則　この会則は、令和７年５月２３日から施行する。